

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B5	経過措置の範囲	対象者	違法性阻却の通知は、施設関係は「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」のみで、障害者施設や通所事業所における取扱いについては明記されていない。また、「ALS患者の在宅療養の支援について」「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」は在宅に限定されている。障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置の対象に含まれるのか。	障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置対象者には含まれない。
B6	特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の経過措置認定者の認定行為の範囲	認定証の有効範囲	①特養で14hの研修を受け、施設長名の修了証が発行されたが職員が、転勤、転職等により登録時に特養に在籍していない場合でも認定は可能か？ ※介護には従事している。(たとえば法人の老健に勤務している。グループホーム、他特養に勤務している等) ②また認定後退職し、他の施設(他特養、老健、デイ等)で勤務した場合、資格は有効か？ ※登録事業所である老健や、デイでも特養の経過措置のケアが可能か、あるいは特養でしか有効ではないのか？	認定は介護職員個人に対する認定行為であり、認定された行為を行う限りにおいては、事業種別を問うものではない。